



2025 年 7 月 18 日

各 位

会社名 株式会社シーラホールディングス
代表者名 代表取締役会長 CEO 杉本 宏之
(コード番号：8887 東証スタンダード)
問合わせ先 執行役員 COO 窪 恭平
電話 03-4560-0640

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり事業目的の追加及び会社法 370 条の要件を充たす場合の取締役会の決議の省略についての定款変更（以下「本定款変更」といいます。）に係る議案を、2025 年 8 月 28 日開催予定の第 47 回定時株主総会に付議することを決議したため、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

当社事業の現状に即して実施予定のない事業目的を削除するとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。

また、取締役会の運営について迅速且つ柔軟な対応を可能とすることを目的として、現行定款に第 24 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は「別紙」のとおりです。

3. 定款変更の日程

本定款変更を付議する定時株主総会開催日	2025 年 8 月 28 日（木）（予定）
本定款変更の効力発生日	2025 年 8 月 29 日（金）（予定）

以上



(別紙) 本定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>土木建築工事の請負並びに企画、調査、設計及び監理</u> 2. <u>建築資材、住宅機器、家具及びインテリア製品の輸入並びに加工、販売及び施工</u> 3. <u>建設工事用機械器具の製作、販売、賃貸及び運搬</u> 4. <u>宅地建物取引業</u> 5. <u>有価証券の売買</u> 6. <u>損害保険代理業</u> 7. <u>金銭の貸付並びに貸借の仲介及び保証</u> 8. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 9. <u>不動産の賃貸借に関する業務</u> 10. <u>マンション管理に関する業務</u> 11. <u>特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分等の売買、仲介及び管理</u> 12. <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業</u> 13. <u>温泉の供給並びに販売に関する業務</u> 14. <u>温泉浴場施設の経営</u> 15. <u>遊園地の経営</u> 16. <u>倉庫業に関する業務</u> 17. <u>日用雑貨、玩具、家庭用電気製品、通信機器、食料品、衣料品の販売</u> 18. <u>古物営業法による古物商</u> 19. <u>ホテル及び旅館の経営</u> 20. <u>前各号に付帯する一切の事業</u>	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>不動産の売買、賃貸借、管理、運用及び仲介</u> 2. <u>宅地建物取引業</u> 3. <u>不動産の証券化事業</u> 4. <u>不動産信託にかかる信託受益権の売買</u> 5. <u>不動産特定共同事業に関する業務</u> 6. <u>マンション管理に関する業務</u> 7. <u>土木建築工事の請負並びに企画、調査、設計及び監理</u> 8. <u>各種建築物、構築物、造園、店舗レイアウト等に関する企画、デザイン、設計及び施工管理</u> 9. <u>住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム</u> 10. <u>建築資材、住宅機器、家具及びインテリア製品の輸入並びに加工、販売及び施工</u> 11. <u>塗料の開発及び販売</u> 12. <u>建設工事用機械器具の製作、販売、賃貸及び運搬</u> 13. <u>土地建物の有効利用に関する企画、調査及び設計</u> 14. <u>都市開発に関する企画、調査及び設計</u> 15. <u>太陽光発電による電力の販売</u> 16. <u>太陽光発電システムの販売、設置、施工、管理、保守、メンテナンス及び研究開発</u> 17. <u>建築士事務所の経営</u> 18. <u>有価証券の取得、保有及び売買</u> 19. <u>損害保険代理業</u> 20. <u>金銭の貸付並びに貸借の仲介及び保証</u> 21. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 22. <u>特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分等の売買、仲介及び管理</u> 23. <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業</u> 24. <u>ベンチャー企業、一般企業への投資、融資及び経営指導</u> 25. <u>会計計算及び経営管理資料等の作成その他経理事務並びに投資審査業務の受託</u> 26. <u>投資事業有限責任組合その他投資事業を行う法人、組合その他の団体等の組成、管理及び運用並びにこれらの団体等の財産の運用及び管理</u> 27. <u>温泉の供給並びに販売に関する業務</u> 28. <u>温泉浴場施設の経営</u> 29. <u>飲食店並びに喫茶店の経営</u>

	<u>30. 倉庫業に関する業務</u> <u>31. ダイレクトメールの受託業</u> <u>32. 労働者派遣事業</u> <u>33. 有料職業紹介業</u> <u>34. 企業における従業員教育の受託</u> <u>35. 企業調査、市場調査、流通調査等の各種調査業務</u> <u>36. 経営コンサルティングその他の各種コンサルティング業務</u> <u>37. 日用雑貨、玩具、家庭用電気製品、通信機器、食料品、衣料品の販売</u> <u>38. コンピューターソフトウェアの開発及び販売</u> <u>39. 古物営業法による古物商</u> <u>40. 旅館業法に基づく旅館業を含むレジャー施設(別荘、コンドミニアム、ペンション、マンション、ホテル、旅館等の宿泊住居、保養施設等)の企画、建設、経営、運営受託並びにそれらの施設の所有権、利用権及びクラブ会員権の売買並びに仲介</u> <u>41. 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業</u> <u>42. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業その他宿泊施設の経営</u> <u>43. フランチャイズチェーン本部事業</u> <u>44. 各種出版物の発行</u> <u>45. 通信事業の代理店業務</u> <u>46. その他適法な一切の事業</u> <u>47. 前各号に付帯する一切の業務</u>
(取締役会) 第19条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ＜新 設＞ 3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	(取締役会) 第19条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> 4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。